


第3期

津和野町地域福祉活動計画

みんなが自分らしく安心して暮らせる福祉のまちづくり



令和5年3月

 社会福祉法人 津和野町社会福祉協議会

はじめに

現在の社会情勢等を見ますと「福祉活動」を進めるには、非常に多岐にわたっての考慮が必要であります。

平成30年に策定された第2期津和野町地域福祉活動計画の期間中におきましては、思いもよらなかった新型コロナウイルス感染症の蔓延により、長期間に渡る自粛生活など社会生活や地域経済に及ぼす負の影響も顕著に見受けられました。また、ロシアのウクライナ進攻に端を発した国際情勢の緊迫化等による石油・穀物等の高騰も続いており、経済状況の厳しさも増してきています。それに加え、本町では依然として少子高齢化は著しく、人口減少が進んでいます。

そのような中、「みんなが自分らしく安心して暮らせる福祉のまちづくり」を使命とする社会福祉協議会としましては、地域福祉の課題を的確に把握することに努めてまいりました。第2期の計画期間の活動・地域状況を十分検証し、的確に住民の要望を汲み上げることに努め、令和5年度より始まります第3期津和野町地域福祉活動計画の策定ができましたことは大きな喜びとするところです。

先にも述べましたように国内情勢、国際情勢に影響を受けます現在の社会状況を見ますと、いかにして地域の活力を高められるか、維持が図られるかの模索が必要と思われれます。今こそ地域一丸となって、住民が安心して生活できる「つながり」づくりが必要と思料されます。本計画の趣旨はあくまでも住民主体・地域主体で身近な地域の問題解決を目指し、安心して暮らせるまちづくりをすることだと思いますので、本会としましては、町民の皆様をはじめ関係者の協力の元、本計画に沿って今後の福祉活動を着実に進めることはもちろんですが、変化の激しい現在の新たな課題等にも柔軟に対応していく所存です。

最後になりますが、本計画の策定にあたりまして、様々な立場の代表の方々にご参加いただき、貴重なご意見・真剣なご審議をいただきました。委員の皆様をはじめ、アンケート調査等を通じご協力いただきました町民の皆さまに対し、厚くお礼申し上げますとともに、これからも本会が取り組む地域福祉の推進にご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

令和5年3月

社会福祉法人 津和野町社会福祉協議会
会長 内谷 澄男

目次

第1章 計画策定にあたって	
1. 計画策定の趣旨	3
2. 地域福祉活動計画とは	3
3. 計画の位置づけ	4
4. 計画の期間	5
5. 計画の策定体制	5
第2章 津和野町の現状	
1. 地域福祉に関する現状	9
2. 地域福祉の課題	11
第3章 基本理念・テーマ・重点目標	
1. 基本理念	15
2. テーマ	15
3. 重点目標	15
4. 計画の体系	16
第4章 実施計画	
重点目標1 つながりを深め、安心して暮らせる地域づくり	
① 地域について考える場づくり	19
② 住民主体の福祉活動・助け合いの推進	20
③ つながりづくり	21
重点目標2 ふくし（普段の暮らしのしあわせ）を支える人づくり	
① ボランティア・担い手の育成	22
② 助けられ上手の醸成	23
③ 福祉教育の推進	24
重点目標3 あらゆる生活課題へ対応できる仕組みづくり	
① 相談窓口の拡充	25
② 住民のニーズ・課題への対応	26
③ 生活にお困りの方への支援	27
重点目標4 民間団体の公益活動の推進	
① 公益活動の推進	28
② 社会福祉法人間の連携の推進	28
重点目標5 関係機関と協働した地域づくり	
① 福祉について考える場づくり	29
② 包括的な支援体制に向けたネットワークづくり	29
第5章 計画の推進について	
1. 推進体制	33
2. 評価と見直し	33
参考資料（策定委員名簿）	34

第1章

計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本町においても少子高齢化や人口減少が進むとともに、今般の新型コロナウイルス感染症等の影響で地域を取り巻く環境やライフスタイルは大きく変化し、価値観も多様化しています。

また、家庭の役割の変化や人と人とのつながりの希薄化により、地域で課題を解決していくという地域力、あるいはお互いに支え合い共生していけるような地域の福祉力が脆弱になってきています。

また、福祉ニーズ・課題も社会的孤立、社会的排除、経済的困窮や低所得の問題、ひきこもり、虐待、ヤングケアラーなど多様化し、既存の制度やサービスでは対応できず、生きづらさを感じている方が多く見受けられます。

そのような中、みんなが自分らしく安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するためには、人や地域のつながりを再構築し、共に生きる社会づくり、つまり地域共生社会を実現していく必要があります。また、地域の「困った人」は不安や悩みを抱える「困っている人」であり、その地域福祉の課題を受け止め、他人事とせず我が事としてとらえることが、住民主体の福祉活動につながっていきます。

今回の第3期津和野町地域福祉活動計画は、みんなが自分らしく安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指し、地域住民や行政をはじめとした関係機関などと連携を図りながら、住民主体の理念に基づき地域の福祉課題の解決に取り組むことを目的として策定しました。

2. 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、地域福祉の中核的役割を担う社会福祉協議会が呼びかけて、地域住民と社会福祉の活動および事業の推進を目的とするすべての団体が地域福祉の推進を目指して、地域住民の生活課題の把握から解決までの一貫した流れを計画化したものであり、民間の活動・行動計画という性格を持つものです。

つまり、地域住民やボランティア、当事者などが主体的に福祉活動に参加し、地域福祉をどのように推進していくかをまとめた計画であると言えます。

3. 計画の位置づけ

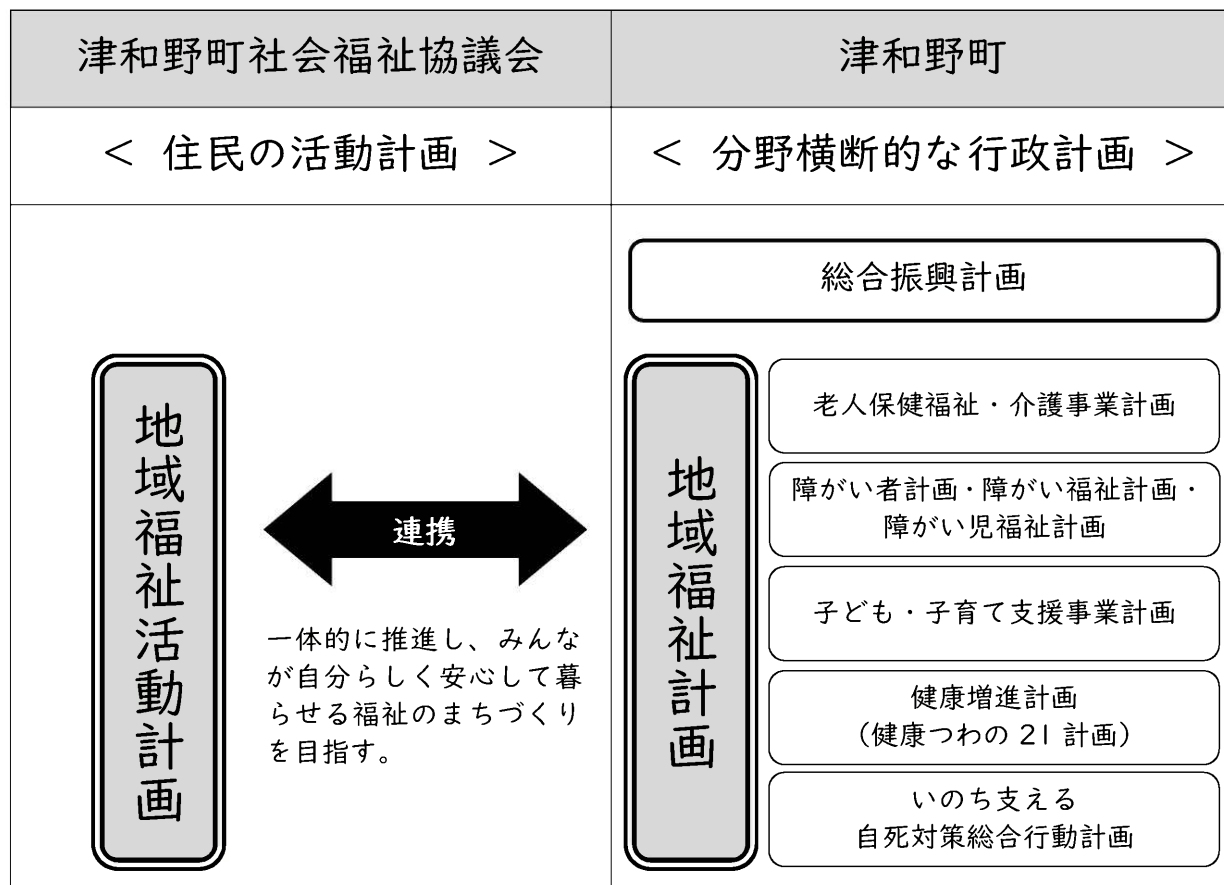
地域福祉活動計画は、地域住民、ボランティア、NPOなどが自主的・自発的な福祉活動を行いながら、お互いを理解し、協働して地域づくりをしていくことを明確にした民間の活動・行動計画です。

また、津和野町では、総合振興計画のもとで老人保健福祉・介護事業計画をはじめとする保健・福祉分野の諸計画が策定されています。そしてこのたび策定された第3期地域福祉計画は、それらの分野別計画と調整を図りながら策定されたものであり、高齢者や障がい者、児童といった各分野に特化したサービスの整備目標ではなく、各分野に共通した地域福祉を推進するための基盤や体制づくりなどを範囲としています。

地域福祉計画が行政計画として、また地域福祉活動計画は住民の活動計画として、地域福祉の推進を目指すものであることを考えると、両計画は「対」をなす計画といえます。

よって、両計画は地域福祉の推進という共通の目標に向けて生活課題等を共有し、お互いの計画の内容や事業との整合性を図りながら取り組みを推進していきます。

【 計画の位置づけ（イメージ図） 】



4. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

また、津和野町と連携して一体的に地域福祉を推進していくために、計画期間を「第3期津和野町地域福祉計画」と合わせるものとします。

5. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、津和野町が策定する「第3期津和野町地域福祉計画」と連携して策定を行いました。

町民の福祉意識やニーズ、課題については、「第3期津和野町地域福祉計画」の策定に伴う「津和野町の福祉に関するアンケート」の調査結果および「福祉関係団体へのアンケート」、「地域福祉活動計画の実践に伴う助成事業申請組織へのアンケート」の調査結果により把握しました。

また、本計画の内容については、住民や関係機関・団体の代表などで構成する策定委員会を設置し、審議を行いました。

第2章

津和野町の現状

1. 地域福祉に関する現状

(1) 人口・世帯

令和2年の国勢調査時の本町の総人口は6,875人で、平成27年から5年間にかけて778人(10.2%)減少しています。

新津和野町が誕生した平成17年には9,515人であった人口は減少傾向が続いており、人口推計によると令和7年には約6,000人、令和17年では5,000人を下回ると予測されています。

また、世帯数も人口同様に減少傾向を示しており、平成27年においては3,300世帯ですが、令和2年には3,090世帯となっています。

(単位：人／世帯)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	11,389	10,628	9,515	8,427	7,653	6,875
世帯数	3,921	3,806	3,626	3,411	3,300	3,090

※ 資料：国勢調査

(2) 年齢階層別人口

人口を各階層別にみると、本町は全国平均に比べ高齢化率は高く、一方で年少人口(0～14歳)比率、生産年齢人口(15～64歳)比率は低い状態であり、島根県内においても高齢化率が最も高い状態となっています。令和2年の国勢調査では、高齢者人口(65歳以上)の割合は、48.5%で平成27年に比べると3.2%増加しています。

一方で、令和2年における年少人口の割合は、8.6%で平成27年とほぼ変わらず、生産年齢人口の割合は42.8%で平成27年と比べると3.2%減少しています。

(単位：人)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
0～14歳人口	1,665	1,309	967	767	661	593
15～64歳人口	6,405	5,701	4,875	4,160	3,523	2,945
65歳以上人口	3,319	3,618	3,673	3,500	3,469	3,337

(単位：%)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
0～14歳割合	14.6	12.3	10.2	9.1	8.7	8.6
15～64歳割合	56.2	53.6	51.2	49.4	46.0	42.8
65歳以上割合	29.2	34.1	38.6	41.5	45.3	48.5

※ 資料：国勢調査

(3) 介護保険 要介護（要支援）認定者数

平成12年に介護保険制度が開始されて暫くの間増加していた要支援・要介護認定者数は、人口減少の進展に伴い、現在はほぼ横ばい傾向を示しています。

(単位：人)

区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
要介護5	68	68	81	81	67	80
要介護4	97	98	106	97	103	107
要介護3	109	121	102	81	90	93
要介護2	99	100	110	118	125	128
要介護1	155	160	162	163	167	172
要支援2	92	100	124	135	127	122
要支援1	192	198	209	208	197	164
合計	812	845	894	883	876	866

※ 資料：介護保険事業状況報告

(4) 障がい者数

10年前と比較すると身体障害者手帳の所持者数は減少、療育手帳の所持者数は増加、精神障害者精神保健福祉手帳の所持者数は増加していますが、平成30年以降は各種障害者手帳の所持者数は、ほぼ横ばい傾向で推移しています。

(単位：人)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
身体障害者手帳所持者数	666	660	655	645	637	637	540	554	553	533
知的障害者療育手帳所持者数	79	82	83	86	84	84	86	88	92	89
精神障害者精神保健福祉手帳所持者数	37	44	59	63	72	72	81	85	82	81
合計	782	786	797	794	793	793	707	727	727	703

※ 資料：島根県立心と体の相談センター業務概要

2. 地域福祉の課題

本町では、少子高齢化、人口減少により過疎化が進行しています。要介護（要支援）認定者数はほぼ横ばい傾向にありますが、高齢化の進行により認定者や認知症高齢者の割合は増加しています。また、団塊の世代が後期高齢者になる2025年問題なども予測され、公的なサービスの充実のみならず、地域における支援体制の整備が急務となっています。

また、核家族化の進行、ライフスタイルの変化、家庭の機能の変化、価値観の多様化などにより住民の暮らしは大きく変わってきています。それに伴い、福祉課題やニーズも多様化し、既存の制度やサービスでは対応できず、制度の狭間で生きづらさを感じている方が多く見受けられます。

そのような状況の中、みんなが自分らしく安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するにあたっては、住民主体の福祉活動が欠かせませんが、人や地域の繋がりも希薄化しており、住民同士が助け合いにくい状況となっています。

そこで、本計画では以下の3つに課題をまとめました。

（1）地域づくりについての課題

家族や地域での人と人とのつながりが希薄化する中で、地域で課題を解決していくという地域力、あるいはお互いに支え合い共生していけるような地域の福祉力を高めることが必要となっています。

（2）人づくりについての課題

少子高齢化により地域福祉活動の担い手不足や高齢化が進行しているため、子どもから高齢者まであらゆる世代へ福祉意識の醸成が必要となっています。

（3）仕組みづくりについての課題

高齢化や生活環境の変化により、住民のニーズや課題が多様化し、既存の制度やサービスでは対応できない課題が顕在化しているため、そのようなニーズや課題を解決していく仕組みづくりが必要となっています。

第3章

基本理念・テーマ・重点目標

1. 基本理念

「みんなが自分らしく安心して暮らせる福祉のまちづくり」

社協の使命でもある「みんなが自分らしく安心して暮らせる福祉のまちづくり」を本計画の基本理念としています。住民主体を基本として住民全員が自分らしく安心・安全に暮らすことのできるまちを目指します。

2. テーマ

「つながり」

「つながり」は、第1期、第2期地域福祉活動計画のテーマでもあります。

地域福祉を推進していくにあたっては、人と人とのつながり、地域のつながり、関係機関とのつながりなど「つながり」が欠かせません。本計画においても「つながり」をテーマに計画を策定しました。

3. 重点目標

重点目標1 つながりを深め、安心して暮らせる地域づくり

人や地域のつながりを再構築し、安心して暮らせる地域を目指します。

重点目標2 ふくし（普段の暮らしのしあわせ）を支える人づくり

普段の暮らしを支える人を育成するとともに、助け合いの心を醸成します。

重点目標3 あらゆる生活課題へ対応できる仕組みづくり

生活のしづらさを解消する仕組みづくり、体制づくりを行います。

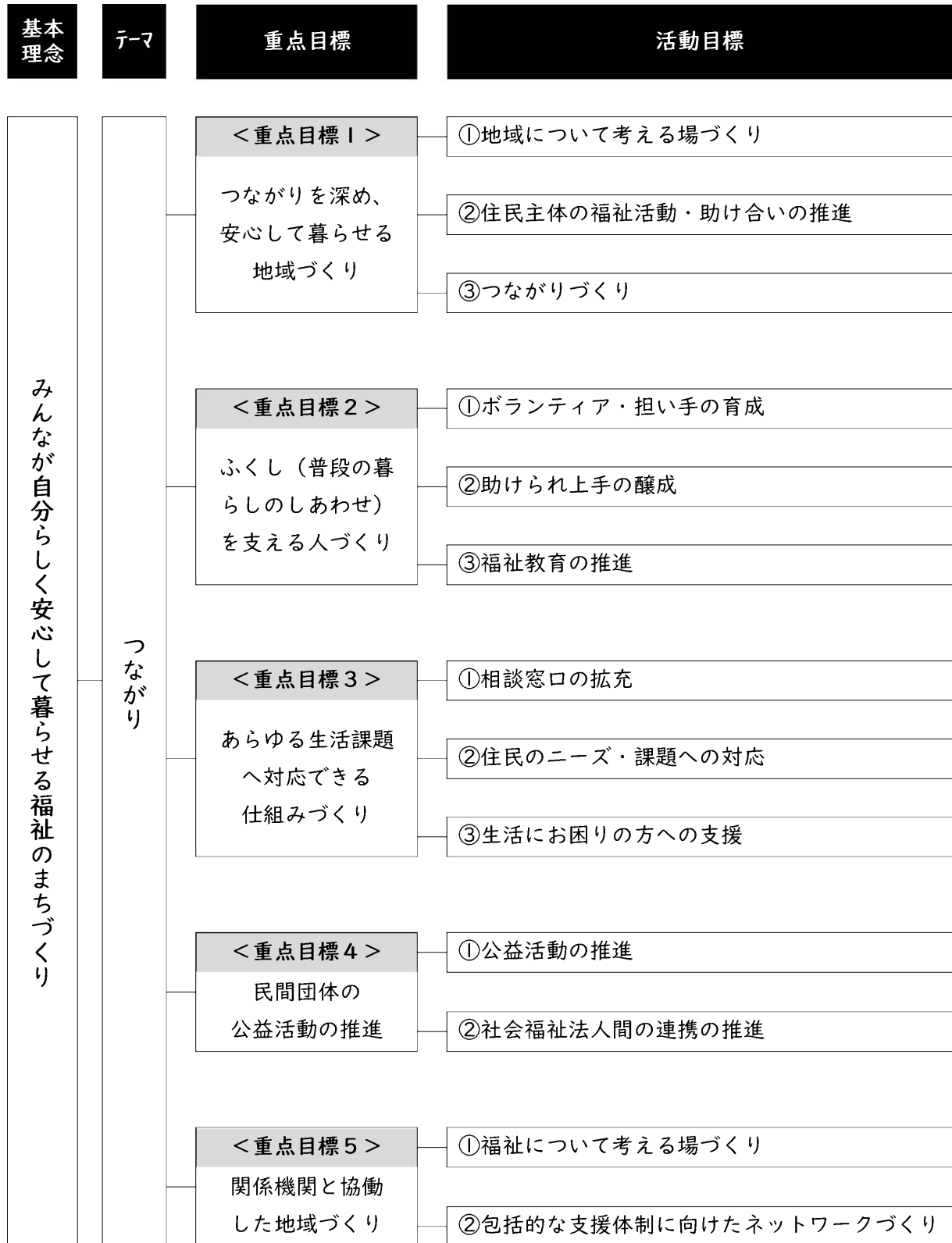
重点目標4 民間団体の公益活動の推進

民間団体の連携により住民に必要とされる公益活動を実践、推進します。

重点目標5 関係機関と協働した地域づくり

関係機関で福祉課題について共有・協議し、協働して包括的な支援を行います。

4. 計画の体系



第4章

実施計画

重点目標Ⅰ つながりを深め、安心して暮らせる地域づくり

【 活動目標① 】

『 地域について考える場づくり 』

【 活動の必要性 】

本町でも人や地域のつながりが希薄化し、ご近所や地域の困りごとに対して積極的に関わることができず、助け合いにつながらない状況が散見されます。

自分の地域にはどんな困りごとがあり、誰が困っているのかなどを考えることで、他人事だったものが自分事となり、自分たちが安心して暮らせる地域づくりには何が必要なのかを発見することができます。

【 具体的な活動 】

活動例	内容・効果
支え合いマップづくり (社協助成事業)	住宅地図に気になる人やその人への助け合いの状況などを書き込んでいくものです。マップづくりによって地域の助け合いの状況や課題が見えてくるとともに、その課題の解決に向けたヒントが見えてきます。マップづくり後も継続的に話し合いの場を持つことが安心して暮らせる地域にするポイントになります。
お茶のみサロン (社協助成事業)	地域のつながりづくりを目的とするお茶のみサロンですが、その中でちょっとした困りごとなどを話し合い、共有することで、その困りごとを地域課題として考えることができます。
協議体	生活支援体制整備事業では、地域の小さな話し合いの場を協議体と言っています。小さい単位の話し合いにより、普段の些細な困りごとが分かり、きめ細かい対応が可能になります。
地域のつながりを考える会	自治会単位などで「ホンモノの支え合いって何だろう」をテーマに映像資料を交えた講話を聞き、意見交換の時間を持ってもらいます。開催後は、自主的な地域活動や集いの場を生活支援コーディネーターが応援します。
座談会	行政や社協などが開催する座談会で地域の現状や困りごとなどについて意見交換をすることで、個別課題が地域課題になっていきます。
自治会・地域福祉会活動	自治会や地域福祉会の中で住民の福祉課題について話し合うことで、その問題を地域の課題として捉えることができます。

【 活動目標② 】

『 住民主体の福祉活動・助け合いの推進 』

【 活動の必要性 】

みんなが地域で安心して生活していくためには、住民同士の助け合いが欠かせません。ところが、公的なサービスが充実すればするほど、住民同士の助け合いが後退してしまっています。

そこで、公的なサービスだけに頼るのではなく、できる限り住民の手で支える仕組みづくりが必要となっています。

【 具体的な活動 】

活動例	内容・効果
お出かけツアー (社協助成事業)	<p>高齢等の理由により移動手段がなく、なかなか出かけられない人などを対象としたお出かけツアーを地域住民が主体となって実施します。</p> <p>生協や移動販売など出かけずに買い物をすることもできますが、たくさんの品物を見て買い物をする楽しさや出かける喜びを共有することで地域のつながりをつくることを目的としています。</p>
お出かけタクシー (社協助成事業)	<p>運転手などの担い手がないことによりお出かけツアーが実施できない地域の住民がタクシーに乗り合わせて買い物などに行くものです。</p>
買い物バス (社協助成事業)	<p>日常的に買い物が不便な方などを対象に定期的な買い物バスを地域住民が主体となって運行します。</p> <p>月に1回以上の定期的な運行で日用品や食料品など生活必需品の購入の支援を行います。</p> <p>定期的に地元の商店等へ買い物バスを運行することにより、地域の活性化にもつながります。</p>
声かけ、見守り活動	<p>声かけ、見守り活動をすることで、高齢者等の社会的孤立を防ぐことができます。直接訪問するだけでなく、「最近見かけない」「郵便物が溜まっている」など気にかけることも見守りになります。地域行事への参加やお茶のみサロンなどの実施も住民同士でお互いのことを気にかけるようになることで、見守りの効果があります。</p>
住民による移動支援	<p>ご近所の高齢者などを車に乗せて一緒に買い物や通院に行く、身近なところで見かける光景だと思いますが、これは立派な移動支援です。表には出ない活動ですが、素晴らしいお宝です。</p>

【活動目標③】

『つながりづくり』

【活動の必要性】

「向こう三軒両隣」という言葉があるように、かつては近所同士がお互いに助け合い、生活を共にしてきた良き習慣がありましたが、経済成長や少子高齢化に伴うライフスタイルの変化や価値観の多様化により、地域のつながりは希薄化しています。

今後も住み慣れた地域で安心して生活していくためには、人と人とのつながりを大切にし、お互いが支え合う必要があります。

【具体的な活動】

活動例	内容・効果
お茶のみサロン (社協助成事業)	地域住民のだれもが気軽に立ち寄れる「お茶のみサロン(憩いの場)」を開催し、みんなでお茶を飲み、おしゃべりをしながら楽しく地域のつながりをつくりまします。 お茶のみサロンで地域のつながりをつくり、普段から助け合える関係、いざという時にも助け合える関係づくりを目指します。
さんさんサービス ふれあいの場	津和野町の委託事業ですが、地域住民やボランティアが主体となって運営しています。定期的なサロン活動でつながりを作るとともに高齢者の生きがい活動にもなっています。
お出かけツアー お出かけタクシー (社協助成事業)	お出かけツアーとお出かけタクシーは、地域住民が一緒にお出かけをすることで地域のつながりをつくることを目的としています。
買い物バス (社協助成事業)	買い物バスは定期的な買い物支援ですが、定期的に地域住民が一緒に買い物に出かけることで、つながりづくりにもなります。
居場所づくり	きんさい家や紅くじゃくの会などでは、障がいのある方などさまざまな方が安心して気軽に集まれる居場所を提供しています。このような居場所を通じてつながりが深まっています。
地域行事への参加	自治会や地域福祉会の行事、地域のお祭りなどに参加することにより、地域住民のつながりが深まります。
あいさつ運動	あいさつをすることで会話が生まれ、家族や地域がつながっていきます。そして、その活動を継続していくと、近所への関心が高まり、一人暮らしのお年寄りや登下校する児童や生徒たちの見守りにもつながっていきます。

重点目標2 ふくし（普段の暮らしのしあわせ）を支える人づくり

【活動目標①】

『ボランティア・担い手の育成』

【活動の必要性】

現在も民生児童委員、福祉委員、ボランティアなど多くの方が地域福祉活動に携わっておられますが、高齢化などによりボランティアや担い手が減少しています。

そのような中、地域で安心して生活していくためには、住民一人ひとりが助け合い活動やボランティア活動に関心を持ち参加できるようなきっかけづくりやボランティア・担い手の育成が必要となっています。

【具体的な活動】

活動例	内容・効果
ふくしサポーター養成講座	ふくしサポーターは、特別なことをする人ではなく、普段の暮らしの中で困っている方を見つけたらできる範囲のお手伝いをしたり、民生児童委員や社協などへつないだりするボランティアです。
あいサポート研修	あいサポーターは、多様な障がいの特性、障がいのある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮などを理解し、日常生活において障がいのある方が困っている時などに、ちょっとした手助けをする方です。
認知症サポーター養成講座	認知症サポーターは、何か特別なことをする人ではなく、認知症を正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者です。
傾聴ボランティア養成講座	傾聴ボランティアは、相手の方にてできるだけ多くの話をしてもらい、その人の心の負担が少しでも軽くなるようにお手伝いをするものです。だれにでもできるボランティアですが、よりよく聴くために、養成講座では一定の技法を学んでいただきます。
介護職員初任者研修	現在、本町においても介護職員の不足が大きな課題となっています。この研修で介護職に必要な知識・技術を習得してもらいます。
助け合い活動の紹介	助け合いの必要性を感じている人やボランティアに関心がある人は多くおられますが、時間を作って活動するということはなかなか難しいことです。社協では「今日からあなたも助け合いの主役になれる」と題して、広報誌に普段の生活の中で、だれにでも簡単にできる助け合い活動やボランティア活動を紹介しています。

【 活動目標② 】

『 助けられ上手の醸成 』

【 活動の必要性 】

住民同士の助け合いが必要と言われてはいますが、なかなか進まないのも事実です。では、なぜ進まないのでしょうか。それは、困った時に周りに助けを求めることができない人が多いからではないでしょうか。

大半の方が、助けてと言われると助けてくれますが、そうでなければおせっかいではないかと手を出せずにいるのです。つまり、助け合いを進めるには、誰もが助けを求められるようにすることが必要なのです。

【 具体的な活動 】

活動例	内容・効果
地域のお宝探し	本町では、「日常の中で何気なく行われている人と人とのつながりや支え合い」をお宝と呼んでいます。お宝探しを進めて行くと上手に助けられてる関係性が見えてきます。気兼ねなく助けてと言えるつながりはすばらしいお宝です。このようなお宝を発見し、広めていきます。
支え合いマップづくり (社協助成事業)	支え合いマップづくりを行うと今まで見えてこなかったつながりが見えてきます。その中には住民同士で上手に付き合い、普段から助けたり、助けられたりの助け合い活動が自然にできています。このような関係性を広げていくことが大切です。
研修会の開催	現在のボランティア養成講座等の研修会は、「人を助ける」ことを主とした内容ですが、各種の講座の際に、「助けられ」の視点を加えます。助け合いは担い手だけではなく、受け手があってはじめて成り立つもの。つまり、受け手も助け合いの一方の担い手であり、助けられることも福祉活動なのだということに気づいてもらいます。
見守られ上手	見守り活動で効果的に行うには見守る側ではなく、実は見守られる側の役割が大きいです。つまり、見守られる側が自分の身の安全を守るために考え、行動することのほうが重要なのです。①家に閉じこもらず外に出かける（近所の人が見守ってくれる）、②決まった場所へ行く（来なかった時に心配してくれる）、③人を家に呼ぶ（家に見守りに来てもらう）などの行動を積極的に行うことが見守られ上手です。

【 活動目標③ 】

『 福祉教育の推進 』

【 活動の必要性 】

福祉教育とは、自分たちが住む地域について考え、行動することにより、福祉のこころを育み、福祉についての理解を深め、福祉にかかる実践力を養うことです。

「地域福祉は、福祉教育ではじまり、福祉教育でおわる」と言われるほど、地域福祉を推進する上で、福祉教育は重要なものとなっています。

本町でも普段の暮らしのしあわせを実現するために福祉教育を推進していく必要があります。

【 具体的な活動 】

活動例	内容・効果
あいサポート研修	<p>津和野町においても障がいのある方が増えており、障がいが身近な存在となっています。しかし、障がいについては、まだまだその内容や配慮等が広く知られていないため、障がいのある方がいろいろな面で、つらい経験をされているという実情があります。</p> <p>あいサポーター研修では、多様な障がいの特性、障がいのある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮などを理解して、日常生活において障がいのある方が困っているときなどに、ちょっとした手助けをするあいサポーターを養成します。</p>
サマーボランティアスクール	<p>町内の小中高校生を対象に夏休みの期間を利用してサマーボランティアスクールを開催しています。車いす体験、町内のバリアフリーマップの作成、災害ボランティアなどさまざまな体験により他者の立場や心情を思いやる気持ちを育みます。</p>
募金活動	<p>赤い羽根共同募金や災害義援金などさまざまな目的で募金活動が行われています。自らボランティア活動ができなくても、募金や募金の呼びかけをすることで困っている方の支援につながります。</p>
学校の福祉学習支援	<p>町内の各学校でも福祉学習が行われています。社協では講師や福祉体験の指導などの福祉学習のサポートを行っています。</p>
支え合いマップづくり (社協助成事業)	<p>マップづくりにより、福祉について関心を持ち、多様性を認め合い、地域生活課題を自分たちの地域の問題として認識し、その解決に向けて知恵を出し、活動していくという過程が福祉教育になります。</p>

重点目標3 あらゆる生活課題へ対応できる仕組みづくり

【活動目標①】

『相談窓口の拡充』

【活動の必要性】

現在、心配ごと相談や無料法律相談を実施していますが、相談件数は減少傾向にあります。益田圏域に弁護士等の専門職が増え、身近に相談できる状況ができたこともあります。高齡化やライフスタイルの変化により、相談窓口に来づらい状況があることも要因であると考えます。

よって、相談窓口の拡充により、相談しやすい体制づくりが必要となっています。

【具体的な活動】

活動例	内容・効果
心配ごと相談 (明るい生活相談)	心配ごと相談(明るい生活相談)では、どこに相談してよいか分からない相談など、どのような相談でも受け付けます。相談員が傾聴し、必要であれば適切な機関等を紹介します。また、さまざまな理由で相談窓口に来ることができないケースがありますので、相談日に電話相談も開設しています。
無料法律相談	益田市の法律事務所にご協力をいただき、無料法律相談を開設しています。借金、訪問販売、架空請求、土地の問題などさまざまな問題に弁護士が助言してくれます。
遺言、相続、後見相談	近年、遺言の書き方や相続、成年後見制度についての相談が増加しているため、行政書士を相談員とした相談会を開催しています。
あんしん見守りネットワーク	社協が民間事業者等と連携し、「最近何か変だな」、「ポストに郵便物が溜まっている」、「生活に困っていそう」など、普段の仕事の中での「気づき」を社協や関係機関につなぐことにより、住民の生活課題を早期に発見し、安否確認や適切な支援を行うネットワークです。
各種相談窓口との連携	人権相談、行政相談、生活困窮者自立相談、介護・障がいについての相談等さまざまな相談窓口が複雑多岐に渡る問題の解決に向けて連携をしていきます。
SNSを活用した相談窓口	ヤングケアラーやひきこもりなど若者からの相談に対応するため、SNS等を活用した相談体制の整備を図ります。

【 活動目標② 】

『 住民のニーズ・課題への対応 』

【 活動の必要性 】

高齢化や生活環境の変化により住民のニーズや課題も多様化しており、現在の制度やサービスでは対応できていないものもあります。特に買い物、通院等の移動の問題は深刻な状況となっています。

みんなが自分らしく安心して暮らすためには、このようなニーズや課題を一つひとつ解決していく仕組みづくりが必要となっています。

【 具体的な活動 】

活動例	内容・効果
<p>買い物バス (社協助成事業)</p>	<p>日常的に買い物が不便な方などを対象に定期的な買い物バスを地域住民が主体となって運行します。</p> <p>月に1回以上の定期的な運行で日用品や食料品など生活必需品の購入の支援を行います。</p> <p>お出かけツアーとは異なり、直接的な買い物支援を定期的に行うところがポイントです。定期的な地域の商店等へ買い物バスを運行することにより、地域の活性化にもつながります。</p>
<p>お出かけツアー お出かけタクシー (社協助成事業)</p>	<p>高齢等の理由により移動手段がなく、なかなか出かけられない人などを対象としたお出かけツアー、お出かけタクシーを地域住民が主体となって実施します。</p> <p>つながりづくりが大きな目的ですが、外出支援や社会参加によるフレイル予防の効果もあります。</p>
<p>福祉車両・用具の貸し出し</p>	<p>社協では、車いす対応の車両や10人乗りのしあわせ号などの福祉車両、車いすやチャイルドシート、除雪機などの福祉用具等の貸し出しをしています。車いす対応の車両は、通院や外出、しあわせ号は地域の行事やお出かけツアーなどで活用されています。また、チャイルドシートは、孫の帰省の際などにも活用されています。</p>
<p>住民による移動支援</p>	<p>ご近所の高齢者などを車に乗せて一緒に買い物や通院に行く、身近なところで見かける光景だと思いますが、これは立派な移動支援です。表には出ない活動ですが、素晴らしいお宝です。</p>
<p>民間団体による生活支援</p>	<p>介護事業所やシルバー人材センター等によりさまざまな生活支援が行われています。また、訪問事業所よりどころでは自費での訪問サービスも始められています。制度の狭間の問題に対応できるよう連携していきます。</p>

【 活動目標③ 】

『 生活にお困りの方への支援 』

【 活動の必要性 】

近年、地域住民が抱える課題は、複雑多岐に渡っており、今ある制度では対応できず、制度の狭間で苦しんでいるケースが多く見られます。

そのような生きづらさ、暮らしづらさを抱えている方が安心して暮らしていくための仕組みづくりが必要となっています。

【 具体的な活動 】

活動例	内容・効果
緊急食糧支援	「今日食べるものが無い」というような極めて急迫した困窮状態にある方を対象に無償で食糧を提供する事業です。緊急食糧支援は一時的な支援ではありますが、この支援をきっかけに利用者との関係を築き、継続的に関わることにより生活の安定を目指します。
ひとり一品運動	住民のみなさんから緊急食糧支援用の食糧品を提供していただきます。また、商店などにもフードラインサポーター（社協の備蓄が不足している場合にご協力いただく方）として協力していただけるよう呼びかけます。
生活用品リサイクルネットワーク	生活困窮者世帯においては、家電製品等が壊れた場合、購入費用や処分費用を捻出することができず、困っておられるケースが多く見られます。社会福祉法人等連絡会では、不用になった家電製品等を無償で生活困窮者へ提供するとともに、処分費用を助成することにより、生活困窮者世帯の自立を促進します。
あんしん見守りネットワーク	民間事業者等と連携し、普段の仕事の中での「気づき」を社協や関係機関につなぐことにより、生活に困窮している方の早期発見と適切な支援へのつなぎを行うことが可能になります。
子ども食堂	現在、町内にも子ども食堂の機能を担う集まりができています。生活困窮世帯の子ども支援だけでなく、地域の集いの場、世代間交流の場としても期待されます。
日常生活自立支援事業	判断能力が不十分な方に対して福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の支援を行うことで自立を図ります。
各種貸付事業	民生融金、生活福祉資金等の貸し付けにより、生活困窮者世帯の自立を図ります。

重点目標 4 民間団体の公益活動の推進

【 活動目標① 】

『 公益活動の推進 』

各団体がこれまで培ったノウハウを生かして既存の活動に加え、できる範囲で制度や市場原理では満たされないニーズに応えることが期待されています。さまざまな社会生活上の困難を抱える方に対して、日常生活の支援を含むトータルなサービスを提供したり、過疎地等他の経営主体の参入が見込まれない地域でサービスを提供したりするなど、他の経営主体で担うことが必ずしも期待できない福祉サービスを積極的に実施・開発していく必要があります。

本町においても各団体と取り組むべきテーマを検討・協議し、公益活動を推進していきます。

【 活動目標② 】

『 社会福祉法人間の連携の推進 』

社会福祉法人は、社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人であり、制度や市場原理では満たされないニーズについても率先して対応していく取組＝「地域における公益的な活動」が求められています。

現在、本町では、社会福祉法人つわの福祉会、社会福祉法人にちはら福祉会、社会福祉法人つわの清流会、社会福祉法人津和野町社会福祉協議会の4法人で津和野町社会福祉法人等連絡会が組織されています。

この連絡会は、平成28年5月に設立され、社会福祉法人としての使命と役割を果たすべく、町民一人ひとりが安心して暮らせる福祉のまちづくりのために、社会福祉法人や福祉関係事業所等が連携、協働し、社会貢献事業等を行うことを目的としています。

法人間の連携、協働にあたっては、各法人の経営状況、事業展開、意向などを踏まえながら、地域の実情に応じた今後の地域福祉推進に不可欠な事業展開について、十分に情報共有や協議を図りながら取り組みの具体化を図るとともに、連携・協働を強化し、多様化・深刻化する地域の生活課題解決に向けて一丸となって取り組んでいきます。

【活動目標①】

『福祉について考える場づくり』

本町においても社会環境の変化に伴い、福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の制度やサービスでは十分に対応できない課題が出てきており、それに対する支援の必要性が高まっています。

また、少子高齢化、過疎化が進む本町でみんなが自分らしく安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するためには、住民と町の福祉関係者が一丸となって取り組む必要があります。

まずは、関係者が集まり、福祉の現状や課題について共通認識を持ち、課題解決の方法やこれからの福祉に何が必要なのかを協議する場が必要です。

今後は、さまざまな機会を活用し、福祉について考える場づくりを行います。

【活動目標②】

『包括的な支援体制に向けたネットワークづくり』

現在、国では、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会を目指しています。また、地域共生社会の実現のため、人と人、人と社会がつながり支え合う取り組みが生まれやすいような環境を整える新たなアプローチとして重層的支援体制整備事業が実施されています。

本町でも住民に身近な圏域において、分野を超えて生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う包括的な支援体制づくりが求められています。それには、福祉、保健、医療の一体的な支援はもとより、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなどの生活関連分野との連携が必要となります。

今後も個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援、高齢化や人口減少に対応した分野をまたがる総合的なサービス提供の支援に向けてネットワークづくりを行います。

第5章

計画の推進について

1. 推進体制

地域福祉活動の主体は、住民です。住民一人ひとりが、福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であるという自覚をもち、地域福祉の担い手としてボランティアなどの社会活動に積極的かつ主体的に取り組んでいくことが求められます。

そして、その住民と民生児童委員、福祉委員、ボランティア団体、NPO、自治会、地域福祉会、福祉サービス提供事業者、行政、社協などが協力、連携しながら計画を効率的・効果的に推進します。

2. 評価と見直し

計画については、各重点目標の達成度の検証をはじめとした進捗管理を行います。

また、社会情勢は常に変化しており、計画の実効性を保つため、住民の視点から評価を行うとともに、必要に応じて本策定委員を中心とした評価委員会を設置し、見直しを進めていきます。

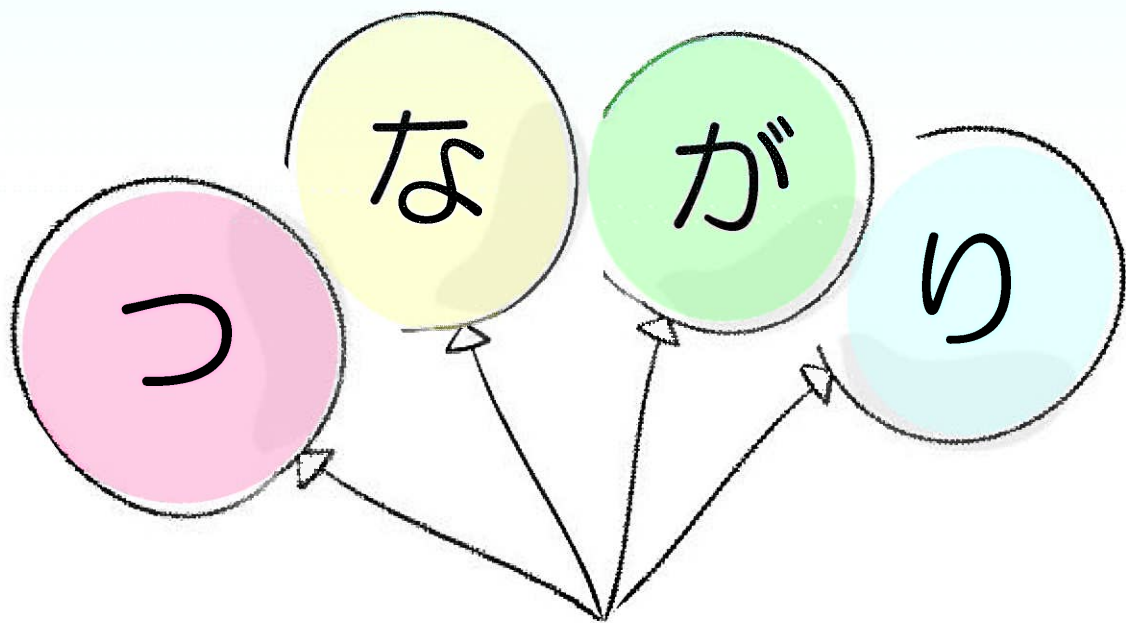
【 策定委員名簿 】

任期：R4.7.1～R5.3.31

選出区分	所属・役職	氏名
社会福祉協議会	津和野町社会福祉協議会 会長	◎ 内谷 澄男
社会福祉法人	にちはら福社会 理事長	○ 木村富士夫
社会福祉協議会	津和野町社会福祉協議会 副会長	齋藤 誠
行政	津和野町健康福祉課 課長	土井 泰一
行政	津和野町医療対策課 課長	清水 浩志
地域福社会	森地域福社会 会長	中島 正一
民生委員	津和野町民生児童委員協議会 会長	平野 政子
住民代表	木ノ口普暮幸会 会長	中岡 誠
ボランティア	傾聴ボランティアよつ葉の会 会長	三宅 浪子
社会福祉法人	つわの福社会 理事長	松野 秀樹
社会福祉法人	つわの清流会 理事長	沖田 修
当事者団体	津和野町老人クラブ連合会 会長	齋藤 勲
当事者団体	津和野町身障者福祉協会 会長	松崎トシコ
当事者団体	津和野町手をつなぐ育成会 会長	藤井志保子
当事者団体	紅くじゃくの会 会長	原 昇

◎：委員長 ○：副委員長

※順不同、敬称略



第3期 津和野町地域福祉活動計画

令和5年3月発行

発行：社会福祉法人 津和野町社会福祉協議会

本所

〒699-5221 島根県鹿足郡津和野町日原14番地

TEL (0856) 74-1617 FAX (0856) 74-1621

E-mail syakyo@sun-net.jp

津和野支所

〒699-5604 島根県鹿足郡津和野町森村イ1025番地

TEL (0856) 72-1494 FAX (0856) 72-3535